

飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための環境整備に取り組む町内飲食店等（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において環境整備に要する経費に対して補助金を交付することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

- (1) 町内に事業所を有し、事業を営んでいる法人又は個人事業者であること。
 - (2) 主たる業種が次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）により飲食店営業の許可証を有し、専ら客に飲食をさせる業態をいう。）
 - イ 宿泊業（旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を受けている事業者をいう。）
 - ウ 食料品製造業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可を受けている事業者をいう。）
 - エ 酒類製造業（酒税法（昭和28年法律第6号）により酒類製造免許を有する事業者をいう。）
 - オ 食料品販売業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業許可を受けている事業者をいう。）
 - カ 酒類販売業（酒税法（昭和28年法律第6号）により酒類販売免許を有する事業者をいう。）
 - (3) 補助金交付後も事業活動を継続する意思があること。
 - (4) 町税等の滞納がないこと。
 - (5) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に該当する暴力団関係者でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特別な理由があると認める者は、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる全ての事項に該当する事業とし、補助対象経費及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(1) 対象とする事業は、飛沫感染防止、接触感染予防及び換気による新型コロナウイルス感染症の予防に係る設備導入、備品購入等であること。

(2) 対象とする事業が、町その他の団体から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 町長は、予算の範囲内で、補助対象事業に要する経費の3分の2に相当する金額（当該3分の2に相当する額が20万円を超えるときは20万円とする。）を補助するものとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、1補助対象事業者につき1回を限度とし、同一事業者が複数の事業所を有する場合においては、所有する事業所のうちから1つを申請するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助の申請をする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業収支予算書（様式第2号）

(2) 事業に係る見積書等内訳が分かるもの（製品仕様書、パンフレット等）

(3) 食品衛生法又は旅館業法による営業許可証の写し、若しくは酒税法による免許証の写し

(4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することを適当と認め交付決定したときは、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知する。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の決定通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じるときは、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金変更・廃止申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業収支予算書（様式第2号）

(2) 変更後の見積書等内訳が分かるもの（製品仕様書、パンフレット等）

(3) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請内容を審査した結果、既に決定した補助金の額を変更したときは、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金変更・廃止決定通知書（様式第5号）により、その旨を補助決定者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書(様式第7号)
- (2) 事業に係る支払を証明する書類の写し
- (3) 事業の実施状況が分かる写真、資料
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、申請者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払は、前条の規定による額の確定後、飯綱町新型コロナウイルス感染防止環境整備支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の全部、又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金対象工事等を承認なく変更したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、この要綱及び規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月15日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和4年3月31日限りその効力を失う。

別表（第3条関係）

	内 容
補助対象経費	建物付属設備 （網戸設置、空気清浄機能付エアコン、個室整備（仕切り設置）、自動水栓、オート開閉式便座 等）
	機械装置、工具・器具及び備品 （サーモグラフィーカメラ、セルフレジ、自動券売機、抗ウイルス空気清浄機、サーキュレーター、CO2測定機器 等）
	消耗品 （非接触型体温計、卓上用アクリルパーテーション等事業所に設置するもので、感染予防に有効であると見込まれるもの。ただし、マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール等の消耗品は対象外）
	その他、町長が必要かつ適当と認めるもの
	【留意事項】 対象経費の総額が5万円以上に限る
補助対象期間	交付決定の日から令和3年12月28日まで